香芝市監査委員告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結 果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、 次のとおり公表します。

令和5年11月24日

香芝市監査委員 近藤 洋 香芝市監査委員 中山武彦

<対象:健康部 介護福祉課>

1 監査実施年月日 令和5年1月25日

令和5年11月22日 香介第1005号

3 措置状况迪知 有	5和5年11月22	日 香介第1005号
定期監査意見(要望事項)	措置結果	措置内容
香芝市老人クラブ活動補助金	改善中	4 月以降、複数回にわたり香芝市
について、香芝市ふたかみクラ		ふたかみクラブ連合会及び各老人
ブ連合会に対し補助金が支出		クラブに対し説明を実施。計画書
されていたが、そのうちの1つ		の提出を求め、補助金の交付決定
に、単位老人クラブのクラブ数		を行い、年度末の実績報告をもっ
や会員数に単価を掛けること		て補助金の精算・確定を行います。
により算出され、その算出され		また、補助金申請に関する手引き
た金額に対し、補助決定がなさ		を作成し、各老人クラブに配布予
れていたものがあった。このこ		定。
とに関して、香芝市老人クラフ		
活動補助金交付要綱第2条の)	
規定により、補助対象経費は地	Ţ	
域活動に要する経費又は香芝	•	
市老人クラブ連合会が行う事		
業に要する経費とされている		
ことから、計画されている地域		
活動や事業にかかる予定経費		
に対して補助決定すべきであ		
ると考える。		
ついては、補助金の申請時に、		
地域活動や事業の計画及びそ		
の経費の内容が具体的に明記	1	
された資料の提出を求め、その		
資料を審査することにより、補	Î	

助金交付の可否を判断された		
い。		
なお、当補助金は前金払されて		
いたが、補助対象経費が事業等		
終了後に確定するものについ		
ては、事業等終了後の支払い又		
は概算払による支払いが妥当		
である。また、事業が中止され		
ていることなどが判明し、不用		
額が生じている場合は、精算す		
る必要があることにも留意さ		
れたい。		